

平成27年度分 事務事業評価事業一覧

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
91006	II	❶	①	教育委員会	幼稚園維持管理事業	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市立幼稚園の施設維持管理業務(建物修繕、法定点検委託経費、施設警備業務委託経費等)	経常	無	11566	B	H27年度の制度改正を加味しながら、修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
92077	II	❶	①	教育委員会	幼稚園管理事業	幼稚園の管理費	幼稚園管理に係る必要経費(園長報酬・臨時職員賃金・消耗品・燃料費・光熱水費・電話料・複写機使用料 ほか)	経常	無	136921	A	幼稚園入園児童に対する良質な教育の提供及び教育環境の向上に努めている。	A2	必要な事業と認めるが、施設の再編を検討する必要がある。
92078	II	❶	①	教育委員会	預かり保育事業	教育時間以外に預かり保育を実施することで、子育て支援の推進を図る。	【現状】幼稚園が実施する教育時間終了後の時間及び長期休業日に、家庭の事情により保育を希望する者 を対象に行う教育活動①日利用預かり保育(1月当たり5日以内で実施する預かり保育)②月利用(日利用預かり保育を除く)	経常	無	21854	A	就労等で教育時間終了後子どもを保育できない保護者の要望に応えている。	A2	子育て環境の充実を推進するためには必要な事業であり、今後も家庭の負担を軽減するような事業の取組みが必要である。
92079	II	❶	①	教育委員会	就園奨励事業	保護者の所得に応じて保育料等を助成、または第3子の保育料等を無料化することで、就園世帯の経済的負担を軽減し、就園の促進、幼児教育の振興を図る。	市内に住所を有する園児の保護者に対して、保育料の減免を行った私立幼稚園の設置者に補助金を交付する。	政策	無	20740	A	保護者の経済的負担を軽減し、就学前教育を受けやすい環境づくりに寄与している。	B2	子育て環境の充実を推進するためには必要な事業であるが、第3子減免については、市の財政状況等を考慮した検討が必要である。
91001	II	❶	②	教育委員会	事務局総務費	教育長事務管理、教育総務課職員の出張旅費のほか、所管車両の維持管理を行い効率的な事務の遂行を図る。また、市の教育に関する功勞、功績及び善行を顕彰し、教育の発展高揚に資する。	教育長事務(旅費、自動車借上料、各協議会負担金)、教育総務課職員の旅費、所管車両の維持管理(燃料費、修繕費、車検手数料、自動車重量税、自賠責保険、安全運転管理者講習会経費)、「奥州の教育」印刷製本費、防火用溜池土地借上料、教育委員会表彰経費(報償品費、消耗品費、会場借上料)、校務用OA機器賃借及び運用保守	経常	無	47995	A	教育委員会の所掌に係る事務を行うための必要経費ととらえるが、経費節減について常に努める必要がある。	A2	必要な事業として認めるものの、より一層経費削減に努める必要がある。
91003	II	❶	②	教育委員会	小学校教育用コンピュータ整備事業	質の高い教育環境の充実を図る。	学習指導要領に則した情報教育推進のための、パソコン教室及び職員室のパソコン、プリンターの機器、ウイルス対策ソフトの借上業務(パソコン教室に児童2人1台の設置、モノクロ、カラープリンターの設置 60ヶ月の長期継続契約による。)	経常	無	17866	B	導入システムを有効活用しているかの検証も行う必要がある	B2	将来的な方針を明確にし、そのための計画的な更新を検討する必要がある。
91005	II	❶	②	教育委員会	中学校教育用コンピュータ整備事業	質の高い教育環境の充実を図る。	学習指導要領に則した情報教育推進のための、パソコン教室及び職員室のパソコン、プリンターの機器、ウイルス対策ソフトの借上業務(パソコン教室に生徒1人1台の設置、モノクロ、カラープリンターの設置 60ヶ月の長期継続契約による。)	経常	無	8132	B	導入システムを有効活用しているかの検証も行う必要がある	B2	将来的な方針を明確にし、そのための計画的な更新を検討する必要がある。
92001	II	❶	②	教育委員会	外国人講師招へい事業	外国人講師と直接触れ合う機会により、国際理解教育並びに英語教育の推進をねらいとする。	市内各小中学校を中心に外国人講師を派遣し、外国語活動や英語の授業を通し児童・生徒の英語力及びコミュニケーション能力の向上等を目指す。	政策	無	24759	A	外国人講師が訪問することにより、ネイティブスピーカーの英語に触れることができることと、外国語でのコミュニケーション能力の向上に大いに役立っている。	A2	必要な事業であり、次期学習指導要領の改訂に対応しうる教育カリキュラム(幼～中)を検討し、そのカリキュラムに必要なALTを増員(直接雇用)していく必要がある。
92002	II	❶	②	教育委員会	地域ぐるみの学校安全整備推進事業	地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心な学校の確立に資する。	・スクールガードリーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 ・スクールガード要請講習会の開催 ・子どもたちの見守り活動の実施	政策	無	924	A	児童生徒の安全安心については、重要課題であり継続する必要がある。	A2	地域と連携しながら、学校の安全確保に取り組むことは、必要と認める。
92003	II	❶	②	教育委員会	市内幼稚園・小学校・中学校文化発表会事業	合唱・合奏等の発表交流を通して、進んで音楽活動に取り組む児童・生徒の育成を図るとともに、音楽指導の在り方を研究する。	児童・生徒による文化、芸術活動の発表会(区ごとに開催)	政策	無	23	A	他の学校との文化交流によって、子どもたちの音楽に対する学習意欲と質の向上につながっており、今後も必要である。	A2	必要な事業と認める。
92004	II	❶	②	教育委員会	中学生海外派遣事業	中学生を海外に派遣することにより、国際的視野を広め、国際社会に対応できる資質や能力を養う。	市内中学校の生徒を姉妹都市オーストラリア・グレーターシェパートン市に派遣し、ホームステイ等を通し異文化について学習する。 ※参加生徒 H20 中学校2年生25名 H21 中学校2年生27名 H22 東北地方太平洋沖地震により実施せず H23 中学校3年生21名 H24 中学校3年生21名 H25 中学校3年生21名 H26	政策	無	3685	A	個人の負担金額を考えると参加できる生徒に限られるが、将来を担う子どもたちを育成する上で、必要な事業である。	B1	異文化を実体験する貴重な機会であるが、その成果が限定的であるため、研修内容、派遣人数及び自己負担額等を再検討する必要がある。また、参加できない生徒が疑似体験できるような取組みを考えていく必要がある。
92005	II	❶	②	教育委員会	中学生体験学習事業	最先端の科学技術とそれを支える研究者の努力に触れることにより、奥州市内の中学生の科学に対する興味関心を高め、科学的な知識や科学的思考力等の資質能力を向上させるとともに、次代の奥州市を担うリーダー的人	科学技術に関する国の研究教育機関や先端企業が立地集積する筑波研究学園都市での体験的な研修と、それに向けての事前研修。	政策	無	838	A	ILCの誘致等も踏まえ、今後も必要な知識であり、引き続き実施する必要がある。	B1	最先端の科学を実体験する貴重な機会であるが、その成果が限定的であるため、参加した成果をさらに高める取組みや、参加できない生徒が疑似体験できるような取組みを考えていく必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
92006	II	①	②	教育委員会	児童生徒心の相談等支援事業	学校不応及び不登校の児童生徒に対して、学校の対応及び該当児童生徒とその保護者を支援して、不応・不登校の未然防止を図るとともに再登校支援を行う。	教育研究所に「学びと心の指導員(心の指導担当)」を3名配置する。学校不応及び不登校の解消のために、学校支援、家庭支援、児童生徒支援、随時の相談等を行う。また、不登校対策委員として関係機関との連携を図るとともに、ケース検討会や各学校ごとの支援会議に参加し、児童生徒の指導の方向性について指導・助言を行う。さらに、適応指導教室の指導員等との連携・協力、生徒への学習支援や相談支援を行う。	政策	無	6567	A	学力向上と問題行動(不登校・いじめ等)は、学校教育において重要な課題であり、その両面からみて必要な事業である。	A2	不応・不登校者の未然防止を図るため、必要な事業と認める。
92007	II	①	②	教育委員会	学力向上支援事業	大学との連携によって市内小・中学校の授業改善を図り、児童生徒の学力向上を図る。	「学びの共同体」に係る授業及び研究会、並びに講演会を実施して教師の授業力向上を図り、児童生徒の学力向上を目指す。	政策	無	178	A	学力だけでなく、児童生徒の人間関係まで改善できる事業であり、教育委員会の重点事業の一つである。	A2	教員の資質向上を図ることは、児童生徒の学力向上、情報教育にも役立つ必要な事業と認める。
92008	II	①	②	教育委員会	多動性障害児等支援事業	発達障がい等を抱える児童生徒の支援にかかわる諸問題への対応や指導方法等について研修を深めるとともに、奥州市の特別支援教育に対しての使命感や実践的指導力の障がい有する児童、生徒について適切な教育的対応を行うため、各種検査や教育相談を実施することにより、就学又は入級に係る適正な判定を行う。	外部講師による講義・研修	政策	無	16	A	発達障がいの子どもの増加の傾向にあり、今後さらに重要とされる事業の一つである。	A2	必要な事業と認める。
92010	II	①	②	教育委員会	就学指導委員会事業	障がい有する児童、生徒について適切な教育的対応を行うため、各種検査や教育相談を実施することにより、就学又は入級に係る適正な判定を行う。	対象児童生徒の判定	経常	無	145	A	小学校への就学に関わり、児童に適切な学習環境を設置するために必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92011	II	①	②	教育委員会	学校適応相談事業	学校不応の生徒に対して、学校での学習や人間関係などの支援をしたり、家庭での生活について助言したりすることで、不登校生徒の学校復帰や別室登校生徒の教室復帰を目指す。	増加が予想される不登校生徒、別室登校生徒、学校不応生徒へ対応するため、専門的な能力を有する相談員を中学校へ配置し、不登校生徒の学校復帰、別室登校生徒の教室復帰をめざし、相談活動の支援を不登校となっている児童生徒の保護者及び学校、並びに関係諸機関等との連携を保ちながら、次の活動を行う。 ①不登校の要因を見極め、学校生活への適応力を向上させるための相談・助言を行う。 ②不登校の要因を解消するために必要な措置を講ずる。	政策	無	3042	A	問題を抱える子どもは多く、今後も必要な事業である。	A2	不応・不登校者の未然防止を図るため、必要な事業と認める。
92012	II	①	②	教育委員会	適応指導教室運営事業	学校不応の児童生徒に対して、学習や人間関係について支援することで、学校への再登校の手助けをする。	①不登校の要因を見極め、学校生活への適応力を向上させるための相談・助言を行う。 ②不登校の要因を解消するために必要な措置を講ずる。	政策	無	3523	A	不登校児童生徒が通級し、学校復帰を支援する場として重要であり、今後も継続する必要がある。	A2	不応・不登校者の未然防止を図るため、必要な事業と認める。
92013	II	①	②	教育委員会	少人数教育推進事業	1学級の人数が35人を超える小学校第5学年及び6学年を有する学校に対して、少人数指導を担当する臨時的講師を配置し、学力の向上及び学校生活へのきめ細かな支援を実施する。	国及び岩手県の少人数教育の施策として、小学校1～4年において35人超えの学級を解消する少人数学級措置が実施されている。小学校においては、5年生から40人学級の適用のため学級の規模が大きくなることに配慮して、「小集団対応非常勤講師」を配置する。	政策	無	6312	A	少人数での細やかな指導の必要性は高まってきており、今後も必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92014	II	①	②	教育委員会	教育研究事業	学校教育活動における教科等教育の果たす役割の確認及び願う子ども像を意識した教育活動の組織化を図るとともに、学習指導要領の趣旨に基づき、教育目標の具体化、教育課程の実施状況及び学校事務等学校経営全般における指導を行う。	該当校の教育活動や授業等を公開し、研究協議等をおし、改善すべき課題等を広く参加者とともに共有することで、公開当該校のみならず、市内各小中学校・幼稚園の指導力の向上に資する。	経常	無	959	A	他校の授業を研修することにより、教員の指導力の向上が図られてきている。	A2	指導力向上のため必要な事業と認める。
92015	II	①	②	教育委員会	教育研究所運営費(経常)	・学校訪問を通して、市内小中学校の教員の指導力向上を図る。 ・市内小中学生の作文等を編集し、各小中学校及び教育関係機関に頒布して、教育の充実・発展に寄与する。 ・市内各小中学校の教育実践等を周知し、学校教育の充実に資する。	①学校を訪問し、授業参観を行いながら各校の校長及び教員に対して、指導技術及び学級経営等に関する指導助言を行う。 ②市内小中学生が書いた読書感想文や生活作文等を編集し、各小中学校及び教育関係機関に配付する。 ③市内小中学校の教育実践及び教育研究所主催の事業概要等を所報として編集し、関係機関に周知する。	経常	無	5628	A	各学校の教育の改善と学校間の教育を繋ぐのに必要である。	A2	教員への指導助言により、分かりやすい授業、学習意欲を喚起する上で、必要な事業と認める。
92016	II	①	②	教育委員会	教育研究所運営費(政策)	・奥州市の各地域の事例を中心に作成し、小学校3・4年生の社会科【郷土学習】の授業で活用する。 ・教職員の指導上の課題把握と奥州市の児童生徒の学力の実態を把握し、結果に基づく授業改善を行う。	①副読本及び補助資料「奥州市内訪ね歩き」を作成し小学校3学年の児童に配付 ②教職員の指導上の課題把握と奥州市の児童生徒の学力の実態を把握、授業改善の指導するため、市内小学校3年生から6年生及び中学校1年生並びに2年生を対象として標準学力検査を実施する。実施後の結果処理については、分析結果をまとめ、それを周知し指導改善と学力向上に資する。	政策	無	10007	A	学力等の分析をふまえ今後の指導に生かしていく大切な事業である。	A2	郷土学習は、地域に対する理解の醸成や地域愛を育む重要な取組みであり、継続して実施していく必要がある。
92017	II	①	②	教育委員会	学習対応支援員配置事業	学校改革に伴い発症した児童に対する学習の機会を保障するとともに、治療に係る費用等を援助する。	シックスクールの発症により、登校できない児童に対して、学習対応支援員が自宅を訪問し、学習内容等の補習を行う。	政策	無	6882	A	個を大切にすることも、今現在は必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
92018	II	①	②	教育委員会	ことばの教室管理運営事業	言葉の発達に遅れがあり、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない未就学児に対して早期に適正な教育措置を行い、障がいの改善を目指す。	専門の指導者によることばの検査及び改善指導	経常	無	2277	A	就学前の適切な指導により、就学後の教育がスムーズに進んでいる。そのためにも必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92019	II	①	②	教育委員会	小学校特別支援教育事業	個別の支援を必要とする児童が在籍する小学校に対して、学習活動や日常生活を支援する特別支援教育支援員を配置する。	特別支援学校が望ましいが保護者の求めにより特別支援学級に在籍する児童や、特別支援学級への在籍が望ましいが通常の学級に在籍する児童があり、学校及び該当学級への支援が必要である。生命、安全の確保や通常の授業を確保するためには、個別支援を行う特別支援教育支援員の配置は不可欠であり、年々その支援を必要とする児童	経常	無	53667	A	今後さらに支援が必要な児童は増加すると考えられる。今後さらに重要になってくる事業である。	A2	必要な事業と認める。
92020	II	①	②	教育委員会	中学校特別支援教育事業	個別の支援を必要とする生徒が在籍する中学校に対して、学習活動や日常生活を支援する特別支援教育支援員を配置する。	特別支援学校が望ましいが保護者の求めにより特別支援学級に在籍する生徒や、特別支援学級への在籍が望ましいが通常の学級に在籍する生徒があり、学校及び該当学級への支援が必要である。生命、安全の確保や通常の授業を確保するためには、個別支援を行う特別支援教育支援員の配置は不可欠であり、年々その支援を必要とする生	経常	無	7874	A	今後もさらに必要とされる事業であり、継続する必要がある。	A2	必要な事業と認める。
92021	II	①	②	教育委員会	小学生姉妹都市等交流事業	水沢区内小学校の児童代表を北海道長沼町に派遣し、児童による交流と姉妹都市の理解を深め、両市町の発展に寄与する。派遣児童が各小学校でのリーダーとしての自覚を養う。	水沢区内小学校の代表8名を北海道長沼町へ派遣することにより、長沼町内の小学校と水沢区内小学校が相互に紹介をするなど、交流を深めるとともに長沼町訪問団内の交流を図り、各小学校のリーダーとしての自覚を高める。	政策	無	543	B	長沼町教育委員会の意向を確認して、内容の見直しの検討を行う必要がある	C2	限定的な成果であるため、廃止の方向を妥当と認める。
92023	II	①	②	教育委員会	小学校教材整備事業	体験的な学習を通じて好奇心や探究心、論理的な思考力、表現力を身につける。	新学習指導要領に基づいた一般教材備品、理科教材備品の整備を行う。	経常	無	27031	A	児童の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A1	必要な事業と認める。
92024	II	①	②	教育委員会	教育振興事業	小学校の教育振興	教育振興に係る必要経費(コピー用紙代、指導要録の印刷代、ピアノ調律代、学校図書備品 ほか)	経常	無	35700	A	児童の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92025	II	①	②	教育委員会	中学校教材整備事業	体験的な学習を通じて好奇心や探究心、論理的な思考力、表現力を身につける。	新学習指導要領に基づいた一般教材備品、理科教材備品の整備を行う。	経常	無	12340	A	生徒の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A1	必要な事業と認める。
92026	II	①	②	教育委員会	教育振興事業	中学校の教育振興	教育振興に係る必要経費(コピー用紙代、指導要録の印刷代、ピアノ調律代、学校図書備品 ほか)	経常	無	26491	A	生徒の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92027	II	①	②	教育委員会	小学校教科書指導書更新事業	授業及び教材研究に教科書・指導書を活用することで、分かりやすい授業を展開、児童の基礎学力の定着を図る。	H23年度指導要領の改訂に伴う教科書・指導書の更新	政策	無	43426	A	児童の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92029	II	①	②	教育委員会	小学校図書館司書配置事業	学校図書館教育及び読書指導の一層の推進、学校図書館の活性化と子どもの読書意欲の向上。	学校図書館の運営管理(選書・環境整備・読書活動の取組)	経常	無	25372	A	児童の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	児童が進んで読書をするような意識づけや読書環境の充実を図る必要がある。
92030	II	①	②	教育委員会	中学校図書館司書配置事業	学校図書館教育及び読書指導の一層の推進、学校図書館の活性化と子どもの読書意欲の向上。	学校図書館の運営管理(選書・環境整備・読書活動の取組)	経常	無	12632	A	生徒の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	生徒が進んで読書をするような意識づけや読書環境の充実を図る必要がある。
92031	II	①	②	教育委員会	特色ある学校づくり推進事業	小中体連体育事業及び文化大会全国大会への出場や事業補助等に必要経費を補助し、保護者、関係者の負担を軽減することで、競技力等の向上や特色のある学校づくりを促進する。	①市内小学校児童会及び、中学校生徒会の資質向上のための補助 ②小・中体連等の体育事業への補助、各種全国・東北大会レベルの大会に出場する児童生徒の保護者への補助 ③学校創立30・50・80・100・150周年記念事業への補助 ④その他特色ある学校づくりに関連する補助	政策	無	5397	A	周年事業補助金及び出場補助金について、経費負担の軽減のためにも必要である。	B1	様々な分野で全国大会が開催されるようになっており、補助のあり方について検討する必要がある。
92032	II	①	②	教育委員会	小学校管理事業	小学校の学校管理費	児童が義務教育を受けるために必要な施設や設備の整備、管理(消耗品・燃料費・光熱水費・電話料・スクールバス委託料・複写機使用料ほか)を行い、適切な教育環境を確保する。	経常	無	249010	A	義務教育上、児童の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認めるが、経費の削減に努めていく必要がある。
92033	II	①	②	教育委員会	小学校管理事業(政策)	破損した備品等を更新し、適切な学習環境を維持する。	破損した机・椅子ほか老朽化、故障等で使用できない一般管理備品を更新する。特別支援学級の新設又は増設がある場合は、必要な備品を購入する。	政策	無	6597	A	義務教育上、児童の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認めるが、新規備品については、計画的な整備に努める必要がある。
92034	II	①	②	教育委員会	小学校就学援助事業	経済的に就学困難な児童の保護者に対して必要な補助を行い、就学の安定を図る。	経済的に就学困難な要保護及び準要保護の児童の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。	経常	無	28446	A	就学が困難な世帯に対する援助であるため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92035	II	①	②	教育委員会	小学校特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級に通学する児童の保護者に対して必要な補助を行い、就学の安定を図る。	特別支援学級に通学する児童の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。	経常	無	1645	A	今後もさらに必要とされる事業であり、継続する必要がある。	A2	必要な事業と認める。
92036	II	①	②	教育委員会	遠距離通学対策事業(政策)	遠距離通学対象児童に対して、通学費の一部を補助することにより、通学に係る負担を軽減する。	遠距離通学対象児童(4km以上)に対して、水沢区はバスカード、江刺区は補助金(19円/km)を支給する。	政策	無	2873	A	遠距離通学児童の通学手段の確保のためにも必要な事業である。	A2	必要な事業と認めるが、利用者負担については、公平性を保つよう検討する必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
92037	II	①	②	教育委員会	中学校管理事業	中学校の学校管理費	児童が義務教育を受けるために必要な施設や設備の整備、管理(消耗品・燃料費・光熱水費・電話料・スクールバス委託料・複写機使用料ほか)を行い、適切な教育環境を確保する。	経常	無	152242	A	義務教育上、生徒の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認めるが、経費の削減に努めていく必要がある。
92038	II	①	②	教育委員会	中学校管理事業(政策)	破損した備品等を更新し、適切な学習環境を維持する。	破損した机・椅子ほか老朽化、故障等で使用できない一般管理備品を更新する。特別支援学級の新設又は増設がある場合は、必要な備品を購入する。	政策	無	2055	A	義務教育上、生徒の学習環境を整備するため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認めるが、新規備品については、計画的な整備に努める必要がある。
92039	II	①	②	教育委員会	中学校就学援助事業	経済的に就学困難な生徒の保護者に対して必要な補助を行い、就学の安定を図る。	経済的に就学困難な要保護及び準要保護の生徒の保護者に対して学用品費、給食費、医療費の一部を補助する。	経常	無	31778	A	就学が困難な世帯に対する援助であるため、必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92040	II	①	②	教育委員会	学校保健事業(小学校)	学校における児童、教職員の健康の保持増進及び安全管理	健康診断及び学校環境の保持、改善	経常	無	39092	A	健康診断や学校環境衛生検査を実施し、児童・教職員の健康状態を把握するとともに、適切に管理を務めるために必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92041	II	①	②	教育委員会	学校保健事業(中学校)	学校における生徒、教職員の健康の保持増進及び安全管理	健康診断及び学校環境の保持、改善	経常	無	21957	A	健康診断や学校環境衛生検査を実施し、生徒・教職員の健康状態を把握するとともに、適切に管理を務めるために必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92042	II	①	②	教育委員会	学校給食施設管理運営事業	健やかな体をはぐくむ教育の推進	完全給食の実施。	経常	無	752595	A	児童・生徒の良好な健康を維持するうえで、安全安心な学校給食の実施を行っている。	A2	必要な事業と認めるが、経費の削減に努めていく必要がある。
92043	II	①	②	教育委員会	給食設備事業	安心、安全な学校給食を提供するため、耐用年数の経過した老朽した設備の更新により衛生面の充実を図る。	学校給食施設設備備品整備	政策	無	24562	A	安全安心な学校給食の実施を行っている。	A2	必要な事業と認めるが、学校給食施設再編計画と併せ、更新備品の検討を行う必要がある。
92044	II	①	②	教育委員会	ふるさと教育推進事業	豊かな経験と専門的な知識を持つ地域の方々の協力により、教科の学習や特別活動を実施するなど、総合的な学習の時間を活用した特色ある教育活動の展開、及び子どもたちの自ら学ぶ意欲や思考力、表現力を育てる教育を推進し、郷土理解学習の一層の充実を図る。	郷土理解学習に知見を有する地域の人に講師を依頼し、講演会及び授業を展開する。	政策	無	1242	A	子どもたちの郷土理解学習やキャリア教育の充実につながっている。	A2	郷土学習は、地域に対する理解の醸成や地域愛を育む重要な取組みであり、継続して実施していく必要がある。
92049	II	①	②	教育委員会	事務局総務費(経常)	教育委員会事務局学校教育課の経常的経費	管理事業字経常	経常	無	16482	A	学校教育環境の充実を図り、教育施策の推進に取り組むために必要な事業である。	A2	必要な事業と認める。
92084	II	①	②	教育委員会	(総合)小学校スクールバス更新事業	遠距離通学児童の送迎のため、小学校のスクールバスを更新するもの	H26:前沢小学校の大型バス1台、人首小学校の14人乗りバス1台を更新 H27:胆沢第一小学校中型バス2台を更新	政策	無	31074	A	遠距離児童の通学手段の確保のためスクールバスの更新事業を行っている。	A2	必要な事業と認める。
91027	II	①	③	教育委員会	胆沢区統合中学校新築事業	安全かつ快適な環境で胆沢区の児童の学力向上を図る。	胆沢区3校の統合中学校の新築(校舎、屋体、プール、柔剣道場、屋外運動場他) 【事業年度】[用地取得、地質調査]:H24年度、実施設計(造成含む。):H25年度、[実施設計、造成工事]:H26年度、校舎・屋体建設:H27年度、[校舎・屋体建設、プール等、外構工事、備品整備]:	政策	有	896140	A	統合事業として着実に適切に進めている。	A2	必要な事業と認める。
91002	II	①	④	教育委員会	小学校維持管理事業	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市立小学校の施設維持管理業務(建物修繕、法定点検委託経費、施設警備業務委託経費等)	経常	無	47139	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91004	II	①	④	教育委員会	中学校維持管理事業	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市立中学校の施設維持管理業務(建物修繕、法定点検委託経費、施設警備業務委託経費等)	経常	無	24563	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91007	II	①	④	教育委員会	学校給食施設維持管理事業	施設の維持管理を行い、安心安全な学校給食の安定供給を図る。	学校給食施設の施設維持管理業務(建物修繕、法定点検委託経費、施設警備業務委託経費等)	経常	無	5735	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	A2	学校給食施設再編計画を策定し、適正な施設配置を行うとともに、修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91008	II	①	④	教育委員会	小学校施設維持管理修繕業務	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市立小学校の施設維持管理修繕工事	政策	無	9314	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91009	II	①	④	教育委員会	中学校施設維持管理修繕業務	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市立中学校の施設維持管理修繕工事	政策	無	25316	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91010	II	①	④	教育委員会	幼稚園施設整備事業	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市立幼稚園の施設維持管理修繕工事	政策	無	3561	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91011	II	①	④	教育委員会	学校給食施設整備事業	学校給食施設の整備を行い、安心安全な学校給食の安定供給を図る。	市内学校給食施設の維持管理修繕工事	政策	無	4696	B	修繕計画や修繕基準を作り、計画的な予算執行が必要である。	B1	学校給食施設再編計画を策定し、適正な施設配置を行うとともに、修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。
91017	II	①	④	教育委員会	教育施設大規模修繕	安全・安心な教育環境の実現を図る。	市内教育施設の校舎や屋内運動場及び幼稚園の園舎の屋根や非構造具材の改修工事	政策	無	19902	A	改築事業として着実に適切に進めている。	B2	効率的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努める必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
91019	II	❶	④	教育委員会	真城小学校校舎等改築事業	安全かつ快適な環境で真城地区の児童の学力向上を図る。	危険建物と認定された校舎を主に、あわせて屋内運動場、プール、屋外運動場の整備を行う。 【事業年度】校舎:H22～H23年度、屋内運動場:H24年度、プール:H26年度、屋外運動場:H25年度、駐車場整備:H26年度	政策	有	13142	A	改築事業として着実に適切に進めている。	A1	必要な事業と認める。
91033	II	❶	④	教育委員会	梁川小学校プール改築事業	安全かつ快適な環境で梁川地区の児童の学力向上を図る。	老朽化したプール(昭和46年建築)の改築 【事業年度】実施設計:H25年度、改築工事:H26～27年度	政策	有	75869	A	改築事業として着実に適切に進めている。	A2	必要な事業と認める。
91039	II	❶	④	教育委員会	水沢南小学校校舎等耐震補強改修事業	安全かつ快適な環境で、水沢南地区の生徒の健康増進と学力向上を図る。	校舎の耐震補強とあわせて大規模改修工事。補強改修に伴う仮設教室の設置。 【事業年度】実施設計:H26年度、補強・改修工事:H27年度	政策	有	43668	A	耐震補強事業として着実かつ適切に進めている。	A2	必要な事業と認める。
91044	II	❶	④	教育委員会	シックスクール対策事業	安全かつ快適な環境で、児童の健康増進と学力向上を図る。	対象者へのマスクの購入及び空気清浄機のリース新設校舎等のTVOC測定	政策	無	3572	B	できる限りの対処方法で取り組んでいる。	A2	専門家等のアドバイスを聞きながら対策を講じていく必要がある。
91045	II	❶	④	教育委員会	水沢中学校屋内運動場耐震補強事業	安全かつ快適な環境で、水沢区の生徒の健康増進と学力向上を図る。	Is値=0.56の改善の為、屋内運動場の耐震補強工事を実施。 【事業年度】実施設計:H26年度、工事:H27年度	政策	有	4374	A	耐震補強事業として着実かつ適切に進めている。	A2	必要な事業と認める。
91047	II	❶	④	教育委員会	水沢小学校屋内運動場耐震補強事業	安全かつ快適な環境で、水沢区の生徒の健康増進と学力向上を図る。	Is値=0.58の改善の為、屋内運動場の耐震補強工事を実施。 【事業年度】実施設計:H26年度、工事:H27年度	政策	有	23916	A	耐震補強事業として着実かつ適切に進めている。	A2	必要な事業と認める。
91012	II	❶	⑤	教育委員会	私学運営補助事業	私立学校教育の振興を図る。	私立学校の運営経費や、私立学校が実施する特色ある学校づくり、施設整備事業に対し補助金を交付する。 (私立学校運営費補助基準(均等割額+生徒数割額)により算定した額と予算額とを比較し、少ない方の額を補助金として交付)	政策	無	1850	A	国では、私学振興は学校教育の発展を図る上で重要であるとし、法令に基づき私学助成を行っている。学校法人には自主的な財政基盤の強化などの責務があり、また、厳しい財政状況下での公費投入であるものの、物価の高騰や人件費の上昇などが、私学側の自主的努力を超えた情勢にあることから、市内で唯一の私立高校の教育条件の維持及び向上に寄与するため市が行う必要がある。	A2	必要な事業と認める。
91013	II	❶	⑤	教育委員会	私立幼稚園運営補助事業	私立学校教育の振興を図る。	私立幼稚園の運営経費や、私立幼稚園が実施する施設整備事業に対し補助金を交付する。 (私立幼稚園運営費補助金(均等割額(予算額の70%を対象園数で除した額)+園児数割額(予算額の30%を園児数で按分した額))を交付)	政策	無	5816	A	国では、私学振興は学校教育の発展を図る上で重要であるとし、法令に基づき私学助成を行っている。学校法人には自主的な財政基盤の強化などの責務があり、また、厳しい財政状況下での公費投入であるものの、物価の高騰や人件費の上昇などが、私学側の自主的努力を超えた情勢にあることから、私立幼稚園の教育条件の維持及び向上に寄与する必要がある。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
91014	II	❶	⑤	教育委員会	奨学金貸与事業	経済的理由により修学が困難な者及びその保護者等に対して修学に必要な奨学金を貸与することにより、等しく修学の機会を与え、もって有用な人材を育成することを目的とする。	経済的理由により修学が困難な者及びその保護者等に対して修学に必要な奨学金を貸与する。	経常	無	438	A	国では、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく、安心して学べるよう、奨学金事業の見直しと拡充に取り組んでいるが、希望者全てが希望通り事業の恩恵を受けられる状態に未だなく、また、長期不況による収入減少により、学生やその保護者の努力だけでは修学資金に不足を生じる状況が見られ、民間の助成も多くは望めないことから、修学の機会均等の確保のため市が行う必要がある。	A2	必要な事業と認める。
92076	II	❶	⑤	教育委員会	私立幼稚園運営補助事業	私立学校教育の振興を図るため、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する私立学校の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で奥州市補助金交付規則及びこの告示により補助金を交付する。	対象園児を審査したうえで決定し、その園児を受け入れている幼稚園に対し月額23,500円を交付するもの。	政策	無	5614	A	障がいがある児童も、安心して集団で過ごせる環境づくりに寄与している。	A2	必要な事業と認める。
16001	II	❷	①	協働まちづくり部	社会教育総務費(経常)	市民の生涯学習活動を促進するため。	生涯学習に係る各種事業等の実施	経常	無	27653	B	社会教育指導員報酬等社会教育活動の推進に必要な経費であるが、組織再編を念頭に社会教育指導員のあり方等について検討する必要がある。	B2	地区振興会を中心とした社会教育事業と社会教育指導員の関わり方について整理する必要がある。
16002	II	❷	①	協働まちづくり部	江刺生涯学習センター管理運営事業	市民の生涯学習の推進、また、地域活動の拠点施設としての役割を果たすため。	江刺生涯学習センターの維持管理業務(清掃、修繕、施設貸し出し等の運営管理)	経常	無	10911	B	市民に身近な学習・交流の拠点施設としての機能を有しているが、管理運営体制等について検討が必要である。	B1	効率的な運営について、検討する必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
16003	II	②	①	協働まちづくり部	衣川セミナーハウス管理運営事業	市民の生涯学習の推進、また、地域活動の拠点施設としての役割を果たすため。	衣川セミナーハウスの維持管理業務(清掃、修繕、施設貸し出し等の運営管理)	経常	無	7512	B	市民に身近な学習・交流の拠点施設としての機能を有しているが、管理運営体制等について検討を要する。	B1	効率的な運営について、検討する必要がある。
16004	II	②	①	協働まちづくり部	後藤伯記念公民館管理運営事業	市民の生涯学習の推進、また、地域活動の拠点施設としての役割を果たすため。	後藤伯記念公民館の維持管理業務(清掃、修繕、施設貸し出し等の運営管理)	経常	無	3955	B	市民に身近な学習・交流の拠点施設としての機能を有しているが、管理運営体制等について検討を要する。	B1	効率的な管理方法について、検討が必要である。
16009	II	②	②	協働まちづくり部	社会教育総務費(政策)	市民の生涯学習活動を推進するため。	各社会教育関係団体に対する補助の実施	政策	無	1793	B	各団体への補助の内容について、統一性がなく、担当課だけでなく、全体的な見直し、調整が必要。	B2	補助の見直しについて、具体的に進める必要がある。
16010	II	②	②	協働まちづくり部	生涯学習推進事業	市民の生涯学習活動を推進するため。	生涯学習に係る各種事業等の実施	政策	無	1409	B	事業実施により、参加者の生きがい、教養、能力の向上につながっている。	B2	事業の統一化を早急に検討し、常に地域の学習意欲を喚起していく取組が必要である。
16011	II	②	②	協働まちづくり部	家庭教育支援事業	家庭の教育力の向上を図るため。	子育て広場の開設、家庭教育講演会等の実施等	政策	無	793	B	地域によって異なる事業の整理等が学習機会の提供により、子どもを育む意識の向上や、保護者同士の交流が図られているが、受益者の拡大を図る必要がある。	B2	常に地域の学習意欲を喚起していく取組が必要である。
16012	II	②	②	協働まちづくり部	学校支援地域本部事業	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを進めるとともに、地域の教育力の向上を図るため。	学校支援ボランティアの募集と調整、各種ボランティア事業への取組み等	政策	無	1778	B	地域の教育力の育成、活用が図られているが、行政の関与の程度、コーディネーターのあり方等について、検討が必要。	B2	コーディネーターがいなくても、学校と地域が結びつくような取組みを検討する必要がある。
16013	II	②	②	協働まちづくり部	成人式開催事業	未来に向かいたくましく生きていこうとする新成人を祝い励ますとともに、新成人が、これまで育んできた家族や社会に感謝し、成人となることの社会的責任を自覚して、大人としての行動をとってゆくきっかけの場とすることを	新成人が一室に会した成人式の開催	政策	無	1082	A	「家族からの手紙」は市内の評価はもとより、全国的にも評価されている行事である。	A2	必要な事業と認める。
16014	II	②	②	協働まちづくり部	子どもの居場所づくり事業	青少年に対し、放課後の安全安心な居場所を提供するため。	子どもの居場所を開設し、それぞれの居場所にユースワーカーを配置しながら子どもたちが自由に集える空間を提供する。	政策	無	522	A	小中高生を対象とした施設であり、異年齢間の交流等により、健全育成に資する事業、施設となっている。	A2	異なる世代の子ども同士が交流することで得られる体験は、社会性を学ぶ上で重要であると認める。
16015	II	②	②	協働まちづくり部	放課後子ども教室推進事業	青少年に対し、放課後の安全安心な居場所を提供するため。	各小学校区を対象に、公的な放課後の子どもの居場所の設置	政策	無	16487	A	事業の中で、地域の大人が地域の子どもたちを見守り育成する活動を展開しており、地域の教育力の活用、向上が図られている事業である。	A2	必要な事業と認める。
16016	II	②	②	協働まちづくり部	青少年育成事業	次代を担う心豊かで健やかな青少年を育成するため。	子ども会リーダー育成事業、異年齢間や世代間の交流事業、自然体験事業等	政策	無	3608	B	地域と連携し様々な事業を展開し、青少年に多くの活動機会を提供している事業であるが、市内各区の事業のあり方について検討を要する。	B2	事業の統一化を早急に検討するとともに、受益者負担や参加機会が公平であるよう見直しする必要がある。
16034	II	②	②	協働まちづくり部	教育振興運動推進事業	地域ぐるみで、生きる力と豊かな心を持った子どもを育成する。	各区、各小学校区等において、家庭・学校・行政の連携により、地域の子どもの育む各種事業を行う。	政策	無	767	B	様々な子どもを育む活動が、当該地域の地域づくり活動の促進にもつながっており必要な事業である。が、補助金積算基礎の統一化は必要である。	A2	必要な事業と認めるが、補助基準を見直す必要がある。
16005	II	②	③	協働まちづくり部	水沢図書館管理運営事業	市民の読書活動の推進のため。	水沢図書館の維持管理業務(清掃、修繕、書籍貸し出し等の運営管理)	経常	無	31390	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16006	II	②	③	協働まちづくり部	江刺図書館管理運営事業	市民の読書活動の推進のため。	江刺図書館の維持管理業務(清掃、修繕、書籍貸し出し等の運営管理)	経常	無	7907	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16007	II	②	③	協働まちづくり部	前沢図書館管理運営事業	奥州市民の読書活動の推進のため図書館の維持管理を行う。	前沢図書館の維持管理業務(清掃、修繕、書籍貸し出し等の運営管理)	経常	無	11922	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16008	II	②	③	協働まちづくり部	胆沢図書館管理運営事業	市民の読書活動の推進のため。	胆沢図書館の維持管理業務(清掃、修繕、書籍貸し出し等の運営管理)	経常	無	11701	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16017	II	②	③	協働まちづくり部	子どもの読書活動推進事業	子どもの読書離れや家庭教育力の低下を解消し、子どもの読書習慣の日常化や健全な発育を図る。	親子ライブラリーの運営、中学校を中心とした読み聞かせや読書出前授業などの読書活動の推進、読書ボランティアの育成支援等	政策	無	1955	A	読書冊数が増となる等、中学生の読書に対する意識が高まっている。	A2	子どもが読書に親しむことは、人間形成に大きな効果がある。より、効果的な事業となるよう取り組んでいく必要がある。
16018	II	②	③	協働まちづくり部	図書館管理運営事業(政策)	心豊かで活力のある社会を構築するために重要な読書活動の推進のため、図書資料の整備充実とその効率的な管理運営を図る。	図書館システムの保守管理、図書管理用マークの利用等	政策	無	10346	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16019	II	②	③	協働まちづくり部	水沢図書館管理運営事業(政策)	心豊かで活力のある社会を構築するために重要な読書活動の推進のため、図書資料の整備充実とその効率的な管理運営を図る。	新刊図書をはじめとする郷土資料や視聴覚資料等の整備、企画展等開催等	政策	無	8464	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16020	II	②	③	協働まちづくり部	江刺図書館管理運営事業(政策)	心豊かで活力のある社会を構築するために重要な読書活動の推進のため、図書資料の整備充実とその効率的な管理運営を図る。	新刊図書をはじめとする郷土資料や視聴覚資料等の整備、企画展等開催等	政策	無	5741	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16021	II	②	③	協働まちづくり部	前沢図書館管理運営事業(政策)	心豊かで活力のある社会を構築するために重要な読書活動の推進のため、図書資料の整備充実とその効率的な管理運営を図る。	新刊図書をはじめとする郷土資料や視聴覚資料等の整備、企画展等開催等	政策	無	2455	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
16022	II	②	③	協働まちづくり部	胆沢図書館管理運営事業(政策)	心豊かで活力のある社会を構築するために重要な読書活動の推進のため、図書資料の整備充実とその効率的な管理運営を図る。	新刊図書をはじめとする郷土資料や視聴覚資料等の整備、企画展等開催 等	政策	無	2545	B	市内図書館の効率的な運用について検討が必要である。	B1	図書館が目指す方向性を明確にし、それに向かって取組を進める必要がある。
16025	II	②	④	協働まちづくり部	奥州宇宙遊学館管理運営事業	奥州市民の生涯学習の推進の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	奥州宇宙遊学館の維持管理業務(指定管理施設)	経常	無	15827	A	市民に身近な学習の場、子どもに夢を育む施設としての機能を有している。	A2	子どもの理科離れが叫ばれる中、自然や宇宙を対象とした学習機会を与える本施設の役割は重要である。より、利用率を高める活動や工夫が必要である。
16026	II	②	④	協働まちづくり部	文化会館管理運営事業(経常)	奥州市民の生涯学習・文化振興の推進の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	奥州市の文化会館4館等の維持管理業務(指定管理施設)	経常	無	273814	B	市内4館の文化会館のあり方等についての検討が必要	B1	文化会館のあり方について、早急に検討する必要がある。
16027	II	②	④	協働まちづくり部	芸術文化振興事業	市民の優れた芸術文化活動の成果の発表や鑑賞機会の提供により、市民相互の交流を深め、併せて文化活動、生涯学習の振興に資す	市民芸術文化祭の開催、奥州市芸術文化協会への補助 等	政策	無	7082	B	文化祭のあり方についての検討が必要	B1	芸術文化活動への支援は必要であるが、あくまでも主体はそれぞれの団体であることを意識づける必要がある。
16028	II	②	④	協働まちづくり部	市民参加型文化活動事業	多様で個性ある文化の創造、創作・発表、鑑賞機会の充実、舞台芸術の振興を図り、演劇を通じた市民参加の地域づくり・地域住民の連帯感の醸成を目指す。	奥州前沢劇場及び奥州胆沢劇場の制作・公演開催に対する補助	政策	無	2072	B	事業のあり方や開催方法等の見直しが必要	C1	市の関与のあり方について、引き続き検討が必要である。
16032	II	②	④	協働まちづくり部	文化会館管理運営事業(政策)	奥州市の文化振興の拠点である文化会館を安全安心に使用できるよう整備する。	H25 :江刺体育文化会館照明機材購入 H25～29:奥州市文化会館下水道受益者負担金 H26～30:奥州市文化会館分室受益者負担金 H27 :奥州市文化会館下水道接続工事 H28 :奥州市文化会館分室下水道接続工事	政策	無	1202	A	必要な整備である。	A2	必要な事業と認める。
16033	II	②	④	協働まちづくり部	俳句の里づくり事業	前沢が生んだ俳人で奥州市名誉市民、故遠藤梧逸先生をしのんで、全国の俳句愛好者とともに豊かな自然と温かい人情のまちを詠む大会を開催し、「俳句の里・前沢」まちづくりに	梧逸忌全国俳句大会開催に対する補助	政策	無	306	B	梧逸忌全国俳句大会の今後のあり方等について検討を要する。	C1	NPOや民間の団体などが中心となって事業を行うようにしていく必要がある。
16036	II	②	④	協働まちづくり部	公共施設整備事業((新市・内)江刺体育文化会館設備改修事業(江刺))	奥州市江刺区に立地する各種公共施設(主たる施設の附帯施設や普通財産を含む)の予防的修繕(施設を今後も維持していく上で必要な修繕等)や普通財産を適正に管理していく上で必要な修繕等を実施しようとするもの。	江刺体育文化会館のホール・玄関等床部絨毯の修繕(貼替え)	政策	有	3208	A	必要な整備である	A2	必要な事業と認める。
94006	II	③	①	教育委員会	【施設管理・江刺産業振興課担当】 えさし郷土文化館施設管理運営事業(経常)	江戸時代の霊場巡拝を中心とする信仰資料がほぼ完全に揃っていることから、えさし郷土文化館の主要展示物となっている中善観音(市指定文化財)を保存・公開するため、借上げを行う。	えさし郷土資料館に展示公開している中善観音の物品借上げ	経常	無	2000	C	えさし郷土文化館の中核資料として欠くことのできない資料の借上げであるが、その手段に検討する余地がある。所有者との話し合いにより買取を検討する。	C1	買取に向けた話し合いについて、少しずつでも進める必要がある。
94011	II	③	①	教育委員会	史跡等公開活用事業	史跡等を公開し文化的活用を図ることにより、市民が文化財に親しむ機会を確保するとともに、文化財愛護の関心を高め、もって、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	【胆沢城あやめ祭りの開催】 胆沢城跡地内の政庁地区及びあやめ苑の活用促進のため「胆沢城あやめ祭り」を開催する。また、祭りへの来場者数の向上を図るため、「夢あかり点灯」や「あやめ苑ライトアップ」等のイベントを実施	政策	無	783	B	同様の事業が重複していることから1つに絞り込むこと。	B1	必要な事業と認めるが、地域主体の事業に移行していく必要がある。
94017	II	③	①	教育委員会	武家住宅資料館管理運営事業(経常)	郷土の歴史、民俗等に関する資料を保護活用し、郷土意識の高揚及び文化の振興を図る。国史跡高野長英旧宅、国重文旧高橋家住宅、県指定武家住宅(後藤新平旧宅)、市指定旧内田家住宅主屋及び門を武家住宅資料館として一般公開し、留守城下歴史回廊の拠点施設として、郷土の歴史や意識の高揚を図りながら建造物等の適正な保存管理を図るも	武家住宅資料館の維持管理業務(留守家等関連企画展の開催、機械警備、清掃、修繕などの管理運営、一般公開している県指定有形文化財武家住宅(後藤新平旧宅)と市指定有形文化財旧内田家住宅主屋及び門、平成24年度より武家住宅資料館構成施設として追加となった国指定重要文化財旧高橋家住宅国指定史跡高野長英旧宅(古稀庵含む)の保存管理等)	経常	無	12400	A	市が所有する歴史建造物の保護活用事業である。	A2	必要な事業と認めるが、記念館等との統合も検討のうえ、観光部門とも連携した施設の活用を検討していく必要がある。
94018	II	③	①	教育委員会	埋蔵文化財調査センター管理運営事業(経常)	埋蔵文化財を調査研究し、その資料の保管及び公開を行うことにより、市民の教育、学術及び文化の向上に寄与することを目的として、奥州市埋蔵文化財調査センターを設置する。	奥州市埋蔵文化財調査センターの管理(指定管理)及び施設修繕(H28:冷温水発生機整備改修※27当初予算要求見送り分) ※1.H26:冷温水発生機整備 1,240,000円×消費税1.08=1,339,200円≒1,340千円見送り分有り ※2.平成30年度以降は胆沢城跡歴史公園の管理を含む。	経常	無	34727	A	胆沢城跡歴史公園完成後の事業展開に期待したい。	A2	必要な事業と認めるが、平成30年度供用開始予定の胆沢城跡歴史公園と併せて、施設の利用率を高める工夫が必要である。
94020	II	③	①	教育委員会	衣川歴史ふれあい館管理運営事業(経常)	郷土の歴史、民俗等に関する資料を保護活用するため郷土資料館を設置し、主にその地域の歴史等に関する所蔵資料等の公開展示を通して、市民等に郷土意識の高揚及び文化の振興を図る。	衣川歴史ふれあい館の維持管理業務(指定管理制度を活用した施設の管理運営)	経常	無	4089	C	実物資料がない施設で、規模・内容ともに中途半端な状況にあり、郷土資料館条例の目的に合致していない。今後、施設の老朽化等による費用の増高が見込まれる。	C2	廃止の方向が妥当と認める。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
94024	II	③	①	教育委員会	史跡等整備事業	国指定史跡胆沢城跡に歴史公園を整備することにより、文化財を確実に将来へ継承させていくと共に、国民共有の財産として社会に対してその価値を還元するため、文化遺産の公開活用、市民憩い空間の創出、文化財と共生する地域づくりの実現を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。	国指定史跡胆沢城跡に歴史公園を整備する。(史跡胆沢城跡のうち南北軸主要地区を整備対象とした「第I期外郭南門地区整備計画」に基づき、外郭南門、築地、櫓状建物及び内外溝、南大路、外郭南門と政庁前門を結ぶ正面道路を復元整備する。) 平成27年度実施内容=電気設備等工事、植栽工	政策	有	44709	A	整備後は効果的に活用すること。	A2	必要な事業と認めるが、奥州市の歴史的遺産であり、観光部門とも連携した施設の活用を検討していく必要がある。
94025	II	③	①	教育委員会	高野長英記念館管理運営事業(経常)	幕末の蘭学者高野長英の遺品等を適正に保存管理するとともに、その功績・所蔵資料を多くの人に周知・閲覧し、長英を育んだ本市の歴史文化に対する理解と関心を高めるため記念館を設置し、当該施設の活用及び管理運営を	高野長英記念館の維持管理業務(高野長英に関する企画展の開催、施設来館者への展示説明、機械警備、清掃、修繕、所蔵資料管理等の管理運営)	経常	無	6710	A	市の先人を顕彰し、遺品を適正管理する記念館は必要であるが、施設が老朽化していることから、延命措置をとりつつ、将来的には他の記念館との統合を検討する。	B1	記念館等の統合については、必要と認めるが、どのような施設形態としていくかについては、早急に歴史的な価値の保存と併せて、観光部門とも連携して、戦略的に検討していく必要がある。
94026	II	③	①	教育委員会	後藤新平記念館管理運営事業(経常)	国務大臣、東京市長などの要職を歴任した後藤新平の遺品、関係資料等を適正に保存管理するとともに、その功績・所蔵資料を多くの人に周知・閲覧し、新平を育んだ本市の歴史文化に対する理解と関心を高めるため記念館を設置し、当該施設の活用及び管理運営を	後藤新平記念館の維持管理業務(後藤新平に関する企画展の開催、施設来館者への展示説明、施設設備点検、所蔵資料の適正な保存等の管理運営)	経常	無	6219	A	市の先人を顕彰し、遺品を適正管理する記念館は必要であるが、施設が老朽化していることから、延命措置をとりつつ、将来的には他の記念館との統合を検討する。	B1	記念館等の統合については、必要と認めるが、どのような施設形態としていくかについては、早急に歴史的な価値の保存と併せて、観光部門とも連携して、戦略的に検討していく必要がある。
94027	II	③	①	教育委員会	斎藤實記念館管理運営事業(経常)	朝鮮総督、第30代内閣総理大臣、内大臣等の要職を歴任した斎藤實と春子夫人の遺品、関係資料等を適正に保存管理するとともに、その功績・所蔵資料を多くの人に周知・閲覧し、實を育んだ本市の歴史文化に対する理解と関心を高めるため記念館を設置し、当該施設と隣接する斎藤實旧宅の活用及び管理運営を図る	斎藤實記念館の維持管理業務(斎藤實に関する企画展の開催、施設来館者への展示説明、機械警備、清掃、修繕、所蔵資料等の適正な保存等の管理運営)	経常	無	7024	A	市の先人を顕彰し、遺品を適正管理する記念館は必要であるが、施設が老朽化していることから、延命措置をとりつつ、将来的には他の記念館との統合を検討する。	B1	記念館等の統合については、必要と認めるが、どのような施設形態としていくかについては、早急に歴史的な価値の保存と併せて、観光部門とも連携して、戦略的に検討していく必要がある。
94029	II	③	①	教育委員会	菊田一夫記念館管理運営事業(経常)	市指定有形文化財(個人蔵)である「中善蔵」を、江刺にゆかりのある菊田一夫に関する資料展示、江刺甚句まつり等の伝承館として一般公開し、地域にある文化財の保存活用を図る	菊田一夫記念館の維持管理業務(施設来館者への展示説明、機械警備、清掃、修繕などの管理運営、一般公開している市指定有形文化財中善蔵の保存管理等)	経常	無	7903	C	奥州市立記念館条例には、設置の目的として郷土の生んだ先覚者の偉業を顕彰するとあり、条例にそぐわない施設となっている。	C1	将来的に問題が生じないよう、記念館統合に併せ、廃止も視野に入れた検討を行う必要がある。
94031	II	③	①	教育委員会	牛の博物館管理運営事業(経常)	日本で唯一の牛専門博物館として、牛にかかわる歴史、芸術、民族、自然科学等及び郷土に関する資料の調査、研究、収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、施設の維持・管理を行う。	奥州市牛の博物館の維持管理業務	経常	無	16469	A	奥州市唯一の登録博物館として、牛に関する調査、研究、展示に加え、奥州市の郷土資料の収集・保管に貢献している。	A2	必要な事業と認めるが、観光部門と連携し、前沢牛のブランドを核としつつ奥州牛・江刺牛の説明・PR等、施設に回遊する仕組みを構築していく必要がある。
94032	II	③	①	教育委員会	牛の博物館事業	日本で唯一の牛専門博物館として、牛にかかわる歴史、芸術、民族、自然科学等及び郷土に関する資料の調査、研究、収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、展示、教育普及事業などの各種事業を行う。	奥州市牛の博物館の事業(企画展など)に関する経費	経常	無	1003	A	奥州市唯一の登録博物館として、牛に関する調査、研究、展示に加え、奥州市の郷土資料の収集・保管に貢献している。	A2	必要な事業と認めるが、観光部門と連携し、前沢牛のブランドを核としつつ奥州牛・江刺牛の説明・PR等、施設に回遊する仕組みを構築していく必要がある。
94033	II	③	①	教育委員会	牛の博物館事業(政策)	日本で唯一の牛専門博物館として、牛にかかわる歴史、芸術、民族、自然科学等及び郷土に関する資料の調査、研究、収集、保管、展示等を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、展示、教育普及事業などの各種事業を行う。	牛の博物館ボランティア(キャトルサンク)に対する活動費補助	政策	無	35	B	牛の博物館の運営に欠くことのできないスタッフであることから、補助金交付内容を見直しして減額する(事務事業見直しにより▲5,000円。)	B1	必要な事業と認める。
94036	II	③	①	教育委員会	文化財保存活用事業(政策)	市域に存する指定文化財を紹介する冊子を刊行することにより、市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	奥州市の文化財(有形、有形民俗、史跡名勝天然記念物)版の新版の刊行および無形民俗文化財版の刊行(併せて奥州市ホームページへの掲示(PDF)も行う)。	政策	無	627	B	刊行の必要性は認めるが、速やかな配布及び頒布により指定文化財の周知活用に努めること。	A2	必要な事業と認める。
94999	II	③	①	教育委員会	武家住宅資料館(政策)	武家住宅資料館事務棟の空調機器を修繕し、利用者の便を図るもの。	経年劣化により故障した事務棟の空調機器を交換修繕するもの。	政策	無	1334	A	施設の維持管理に努めること。	A2	必要な事業と認める。
94002	II	③	②	教育委員会	世界遺産登録推進事業(政策)	白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡を顕著な普遍的価値を有する文化遺産として世界文化遺産に登録することにより、当該遺跡をかがえのない人類共通の財産として国際的に保護・保全し、未来に引き継いでいくことを目的とする。 本事業は、世界遺産登録を円滑に推進するため(政策的な)各種事務事業等を実施するも	世界遺産「平泉」の追加登録に向けた事務手続きと、登録に向けた機運を醸成し遺跡に対して理解・愛着をもつ市民・団体を増やすための普及啓発に取り組む。①世界遺産登録に向けた調査研究等②世界遺産登録に向けた機運を醸成し、遺跡に対して理解・愛着をもつ市民・団体を増やすための普及啓発(白鳥館遺跡・鮎まつり及びときめき世界遺産塾開催に係る負担金)	政策	無	3137	A	平成29年までは現状のまま平泉文化の基礎的な調査研究を集中的に実施する。	A2	必要な事業と認めるが、今後の動向を注視しながら進める必要がある。



大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
94003	II	③	②	教育委員会	白鳥館遺跡発掘調査事業	白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡を顕著な普遍的価値を有する文化遺産として世界文化遺産に登録することにより、当該遺跡をかがえのない人類共通の財産として国際的に保護・保全し、未来に引き継いでいくことを目的とする。	白鳥館遺跡について「平泉の文化遺産」拡張登録に係る5ヵ年の調査研究計画に基づいて発掘調査を実施し、専門家委員会等で指摘されていた課題を解決するとともに、遺跡範囲と内容確認を目的とした学術的発掘調査を継続的に実施するもの。平成27年度実績：白鳥館遺跡第14次調査、前沢区字白鳥館及び鶴ノ木田、浪洗地内、調査面積330㎡、	政策	無	7557	A	平成29年までは現状のまま平泉文化の基礎的な調査研究を集中的に実施する。	A2	必要な事業と認めるが、今後の動向を注視しながら進める必要がある。
94021	II	③	②	教育委員会	市内遺跡発掘調査事業	史跡胆沢城跡第I期外郭南門地区の整備と、市内の埋蔵文化財の適正な保護のため、遺跡の範囲・性格把握等を目的とした発掘調査等を実施するとともに、発掘調査報告書の刊行による調査記録の公開を進め、文化財の解明と記録保存を図ることによって、市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	●市内の埋蔵文化財の適正な保護のための遺跡の範囲・性格把握等を目的とした試掘調査の実施(通年)●H24～H28:胆沢城跡整備に向けた発掘調査及び調査報告書の刊行による調査記録の公開●H24～H28:国史跡胆沢城跡周辺の水路工事(地元要望・胆沢平野土地改良区)および歩道工事(都市整備部土木課)●通年:埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対応した個人住宅建設等に伴う発掘調査●大安寺留守家西墓所出土遺物について共同研究(188弘前大学・保存処理部分)	政策	無	24371	A	真に必要な場合にのみ効率的に調査を実施する必要がある。	A2	必要な事業と認める。
94022	II	③	②	教育委員会	埋蔵文化財発掘調査事業	発掘調査を実施することにより、埋蔵文化財の解明と記録保存を図ることによって、市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	2016年開催のいわて国体に合わせて、水沢区羽田町北鶴ノ木地内の市道北鶴ノ木西田線の道路改良工事が実施されることに伴う発掘調査の実施。	政策	無	2201	A	文化財保護法に基づく遺跡の保護である。	A2	必要な事業と認める。
94035	II	③	②	教育委員会	歴史資料等調査記録事業(政策)	市が所有する古文書の解読を行い解読集を刊行することにより、市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	胆沢区阿部家文書解読編の刊行。刊行された解読集は国立国会図書館や県内の図書館、博物館等に発送され、江戸時代の農村動態の研究に活用されている。【平成27年度事業内容】奥州市胆沢古文書資料集第二十二集「胆沢の古文書」若柳惣之町阿部家文書解読編十八刊行予定。H28年度から岩谷堂伊達家文書解読集と隔年で発行する。	政策	無	501	A	市の歴史の解明に必要である。	A2	必要な事業と認める。
94001	II	③	③	教育委員会	世界遺産登録推進事業(経常)	白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡を顕著な普遍的価値を有する文化遺産として世界文化遺産に登録することにより、当該遺跡をかがえのない人類共通の財産として国際的に保護・保全し、未来に引き継いでいくことを目的とする。本事業は、世界遺産登録を円滑に推進するため、施設等維持管理、発掘調査成果整理等経常的な各種事務事業等を実施する	①発掘調査成果、文献資料整理等に係る臨時職員の雇用(国庫補助対象外分)、②世界遺産登録推進に係る会議等出席旅費、③史跡案内所のトイレ及び史跡地内除草(白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡)管理、④公用車(三菱リベロ(平泉400さ78)管理、⑤文化財整理室管理、⑥史跡地内土地借上事務、⑦その他庶務	経常	無	2307	A	平成29年までは現状のまま平泉文化の基礎的な調査研究を集中的に実施する。	A2	必要な事業と認めるが、今後の動向を注視しながら進める必要がある。
94012	II	③	③	教育委員会	史跡名勝天然記念物保存管理事業(経常)	市の区域内に存する指定を受けた重要な文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じることにより、市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。併せて、国指定史跡等への来訪者に対して、気持ちよく史跡を見学していただくとともに、周辺農地耕作者に迷惑を掛けないようにすることを目的とする。	・天然記念物二ホンカモシカ保護業務 ・国指定史跡の管理、除草、土地借上 ・国指定天然記念物の処理、市指定天然記念物の管理 ※H27委託料増額は、名勝(イーハトーブの風景地)分の増である。※H28消耗品等の増額は、被服費等である。※H29土地借上料0円はH28の大清水上遺跡公有化による。	経常	無	6682	A	最低限の維持管理経費である。	A2	必要な事業と認める。
94014	II	③	③	教育委員会	建造物等保存管理事業(政策)	隣接する高野長英旧宅と古稀庵の修繕事業が平成24年度に終了したことを受けて国指定重要文化財旧高橋家住宅の修繕を行い、公開活用を図る。また、奥州市が所蔵する歴史的建造物の修繕を行い、貴重な文化財を後世に継承する。	国指定重要文化財旧高橋家住宅の修繕及び消防用設備等新規設置、市所有歴史的建造物の計画的修繕、解体 【平成28年度事業内容】旧高橋家住宅保存修理事業計画業務、自火報設置工事。 【H29】旧奉水図書館の解体、跡地整備工事。 【H30】旧吉田家住宅保存解体工事	政策	無	13	A	文化財保護法と消防法に基づき、重要文化財を適正に管理するため必要。	B1	必要な事業と認めるが、計画的な事業推進に努める必要がある。
94015	II	③	③	教育委員会	無形民俗文化財保存活用事業(政策)	国・県・市の指定を受けた無形民俗文化財の保持団体などの育成を図り、無形民俗文化財の保存と活用を進める。	無形民俗文化財の保存活用(用具更新補助、郷土芸能祭(発表の場の提供)の開催による伝承指導。	政策	無	2079	A	無形民俗文化財を保存・活用するために必要な事業である。備品更新の民間助成もあるが採択率はかなり低く、市域の文化財保護のため市独自で補助する必要がある。	A2	地域の無形文化財は、市の財産であり、その保全育成は必要であるが、その手法については常に検討していく必要がある。
94016	II	③	③	教育委員会	歴史公園管理運営事業(経常)	歴史公園等の維持管理を行うことにより、奥州市の歴史遺産としての遺跡等を保存し、市民の文化活動の場を提供することを目的とする。併せて、歴史公園の利用者に対して、気持ちよく公園を利用していただくとともに、周辺農地耕作者等に迷惑を掛けないようにするこ	歴史公園の維持管理業務(清掃、修繕、公開等の運営管理)	経常	無	3288	C	設置目的が不明である。	C1	施設の位置づけを明確にし、市が管理すべき施設なのかどうかを検証する必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
94023	II	③	③	教育委員会	史跡等土地購入事業	市が管理団体となっている史跡等について、文化財を確実に将来へ継承させていくために買い上げを実施し、確実かつ適切な保存とその活用を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。	国指定史跡等の買い上げ 【H27計画】史跡名称:胆沢城跡、買上対象者:4名、買上筆数:10筆、買上面積:4,024.13㎡、補償費対象者:1名 【H28計画】史跡名称:大清水上遺跡、買上対象者:12名、買上筆数:21筆、買上面積:37,692.56㎡、補償費対象者:0名 ※残地分等一部単費対応(事業費72,858千円、内国庫対象見込み61,833千円)	政策	無	38782	A	不要な土地の買上げは行わないこと。	A2	必要な事業と認める。
94034	II	③	③	教育委員会	文化財保護総務費(政策)	文化財の保存を図り、市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	指定文化財の修繕事業等に対する補助金交付、市が所有する文化財の保存に必要な施設整備および備品購入等。 H28年度は、支所統合により所管替えとなった市史、市史編纂資料等のほか各地に分散して保管されている埋蔵文化財や民具を一括管理するため旧赤生津小学校校舎を文化財収蔵庫として整備	政策	無	267	A	必要物品を購入し、市所有文化財の保存が図られた。	B1	文化財修繕事業補助金交付規則及び修繕・管理計画を策定し、適切な保全に努める必要がある。
94037	II	③	③	教育委員会	建造物等保存管理事業(経常)	奥州市が所有する歴史的建造物について、その保存及び活用のため必要な措置を講じることにより、市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。併せて、歴史的建造物への来訪者に対して、気持ちよく見学していただくことを目的とする。	奥州市が所有する歴史的建造物の維持管理及び公開。国重文「旧後藤家」、県有文「旧後藤正治邸家住宅」、県有文「旧岩谷堂共立病院」、旧安倍家住宅(日高小路)	経常	無	2475	A	来訪者の少ない冬季は閉鎖するなどしており、そのほかは維持管理に最低限必要な経費である。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
94038	II	③	③	教育委員会	史跡保存管理計画策定事業(政策)	史跡等を適切に保存し次世代へと確実に継承していくため、史跡等の本質的価値とその構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針・方法・現状変更等の取扱基準を策定することを目的とする。	(1)字識経験者を主体とした専門家委員会である「史跡大清水上遺跡保存管理計画策定委員会」の開催(H26は年2回、H27は年1回) (2)「史跡大清水上遺跡保存管理計画書」の刊行(H27 300部) (3)大清水上遺跡保存管理計画等定終了後、未等	政策	無	434	A	史跡を適切に管理するために必要な計画である。	A2	必要な事業と認める。
94007	II	③	④	教育委員会	文化財保護総務費(経常)	文化財指定などの必要な措置を講じるとともに、保存体制を整備し、市の区域内に存する文化財の保存及び活用を促進することにより、市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	文化財指定などの必要な措置を講じるとともに、保存体制を整備し、市の区域内に存する文化財の保存及び活用を促進することにより、市民の文化的向上に資するとともに我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	経常	無	1132	A	条例に基づく文化財指定、保存、活用であり、市が行う必要がある。	A2	必要な事業と認める。
16039	II	④	①	協働まちづくり部	日独スポーツ少年団交流事業補助金	国際交流を通じ、青少年の国際感覚と協調性を養い、青少年リーダーの育成を図る。	平成2年から実施しているドイツ・ニードルフススポーツ少年団との国際交流。派遣と受け入れを隔年で実施する。 平成24年度:受け入れ 平成26年度:受け入れ 平成25年度:派遣	政策	無	1630	C	派遣団員、受入家庭の減少や当初目的からの乖離等があることから、他事業と整理統合する。	C2	廃止は妥当であると認める。
16042	II	④	①	協働まちづくり部	奥州市マラソン運営補助金	生涯スポーツ推進の一環として、奥州三大マラソン(奥州えさし国際交流マラソン大会、奥州いさわ焼石マラソン大会、スポニチ奥州前沢マラソン)を開催するため、経費の一部を補助する。	実行委員会への運営補助。 H27年度まで:奥州三大マラソン(奥州えさし国際交流マラソン大会、奥州焼石ファミリーマラソン大会、スポニチ奥州前沢マラソン) H29年度以降:市で1つのマラソン大会	政策	無	4590	B	市として一本化をすることとし、新しい大会の準備を進めている。	B1	市内のマラソンを一本化するにあたり、補助金の積算を適正に行うこと。
16043	II	④	①	協働まちづくり部	チャレンジデー事業	市民の連帯感、一体感の醸成、スポーツ(運動)意識の啓発。	5月の最終水曜日に市民に運動する日として事業展開する。1人15分以上のスポーツをした参加率を対戦自治団体等と競いあうもの。笹川財団から事業費の助成(2012年は80%以内で790千円が限度)を受けて実施する。全市事業の展開、各支所事業の展開、地域コミュニティ団体・種目別協会等の取り組み、事業所、各種団体等の取り組みを展	政策	無	306	C	全市民週一運動のきっかけづくりとして広く市民等にも浸透している事業であるが、代替事業の立上げと合わせた廃止も含めた今後の本事業のあり方について検討を要する。	C2	継続的な生涯スポーツの推進が狙いであれば、本事業意外にも様々な取組みがある。今後の事業の方向性について検討する必要がある。
16044	II	④	①	協働まちづくり部	地域運動会開催補助金	生涯スポーツ推進を目的に、地域に密着したコミュニティスポーツ活動としての運動会の開催を補助する。	各地域毎に運動会を実施しており、この事業を継続して実施するために補助するもの。 ・区民運動会開催補助(江刺区、胆沢区)・地区運動会開催補助(前沢区内13地区)	政策	無	685	C	コミュニティの維持形成の側面が大きいことから、廃止する。	C2	地域主体の事業へ移行する必要がある。
16045	II	④	①	協働まちづくり部	地区一周駅伝競走運営補助金	生涯スポーツ推進を目的に、地域に密着したコミュニティスポーツ活動としての地区一周駅伝大会の開催を補助する。	各地域毎に一周駅伝大会を実施しており、この事業を継続して実施するために補助するもの。 ・地区一周駅伝競走大会開催補助(江刺区、胆沢区、前沢区は参加チームの減少によりH25年度不	政策	無	396	C	コミュニティの維持形成の側面が大きいことから、廃止する。	C2	関係団体等の自主的な運営に移行する必要がある。
16046	II	④	①	協働まちづくり部	馬術競技振興供用馬飼育管理事業補助金	馬事振興及び馬術競技馬の飼育管理	馬術競技供用馬の飼養管理及び調教に対する市の補助。 装蹄・衛生費、飼料代、馬具代、飼養管理全般に係る経費。	政策	無	484	B	馬術競技振興のために必要であるが、受益者が極めて少数であり、補助のあり方について検討の必要がある。	C1	真に必要な補助となるよう適正な補助額を検討するとともに、補助のあり方についても検討する必要がある。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
16047	II	④	①	協働まちづくり部	生涯スポーツ推進事業	各種スポーツ教室、大会等、スポーツをする、見る機会を提供し、市民の運動意識の高揚と実践活動を推進する。	市民が一堂に会してスポーツに親しむことができる事業を展開しながら、市民の一体感の醸成にもつなげる。 1.市民体育祭 2.スポレク奥州 3.スポーツ教室 4.スポーツ大会 5.スポーツ少年団厚真町交流委託 6.スキー教室開催委託	政策	無	1309	B	市のスポーツ振興施策のあり方を検討し、事務分掌を再構築する。(例:スポーツ振興所管は、競技スポーツの振興に特化する。)	B1	地域と連携しながら、地域自らが積極的にスポーツ活動を行うための支援は必要である。
16056	II	④	①	協働まちづくり部	学校体育施設開放事業	【市内小中学校施設】 地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため学校開放に係る体育施設の維持管理を行う。	学校体育施設開放に係る維持管理	経常	無	3219	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。スポーツ振興課の市長部局への移管に伴い、平成28年度からは本事務事業の所管を学校教育課へ移管する。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B2	事業の必要性は認めるが、受益者負担の公平性確保に努める必要がある。
16040	II	④	②	協働まちづくり部	県民体育大会等選手派遣事業補助金	奥州市を代表して県民体育大会へ出場する選手の旅費の一部を補助する。	県民体育大会に参加する選手等に対し、要する旅費の一部について補助金を交付する。	政策	無	2634	C	県内他市の状況も勘案しながら、「廃止」の選択肢も排除せず、検討する必要がある。	C2	県内の状況を早急に確認し、廃止も含め事業の必要性を精査する必要がある。
16041	II	④	②	協働まちづくり部	奥州市立小中学校児童生徒体育大会出場補助金	児童生徒が出場する東北規模の大会又は全国規模の大会の旅費の一部を補助することで、レベルの高い大会への出場を支援し、選手の	国又は都道府県等の地方公共団体が主催、共催又は後援する東北規模の大会又は全国規模の大会に出場する選手、引率者の旅費の一部を補助する。	政策	無	3005	C	トップアスリート育成の一助にはなっているものの、市が特定の人に金銭面で補助することが公平性に欠けているとの一面もある。	C1	様々な種目で、全国大会が開催される中、補助のあり方について、見直す必要がある。
16048	II	④	②	協働まちづくり部	スポーツ日本一支援プロジェクト	全国で活躍する奥州市選手の育成を図る	・選手強化育成支援事業(H24～28年度) ・未来のトップアスリート育成事業(子どもの運動能力開発、大学陸上部合宿招聘)(各年)	政策	無	3870	B	幼児、小学生等のジュニア世代に対して、一定の効果がある。国体後を視野に入れた新たな事業の構築が求められる。	B2	これまでの成果を検証し、新たな施策を検討する必要がある。
11017	II	④	③	総務企画部	(新市・外)いきいきスポーツランド施設整備事業	前沢古城地区基盤整備事業の創設換地による土地利用策	平成25年度 用地取得 平成26年度 設計業務委託、整備工事	政策	有	196915	A	用地取得については、完了した。今後整備に向けた検討を具体化する必要がある。	A2	整備後の用途を広く市民に周知し、利用される施設にしていく必要がある。
13001	II	④	③	総務企画部	岩手国体施設整備事業	岩手国体の開催によって岩手の復興を全国に発信し、岩手のスポーツ競技力の向上を図るために国体基準に基づいた施設・備品を整備する。	競技施設の照度確保、弓道場防矢ネット整備、競技馬場及び仮設厩舎等整備、カヌーコース整備、臨時駐車場整備、ボクシングリング整備、バスケットゴール整備、競技用備品購入 H28は、馬場復旧工事本体工事、カヌーコース及び周辺整備工事、臨時駐車場(バスケ、卓球、弓道、ウエイト)、卓球備品	政策	有	230509	A	国体推進のためには必要である。	A2	国体終了後の利用方法や、維持管理手法についても検討していく必要がある。
13002	II	④	③	総務企画部	第71回国民体育大会奥州市実行委員会負担金	平成28年開催の第71回国民体育大会奥州市開催競技会及び平成27年から開催される各競技別リハーサル大会について、奥州市実行委員会を組織し円滑な運営を図	・国体奥州市実行委員会の設置、運営 ・国体の開催、リハーサル大会の開催	政策	無	218500	A	国体推進のためには必要である。	A2	岩手国体の円滑な運営を行うために、必要な事業と認める。
13003	II	④	③	総務企画部	第71回国民体育大会運営事業	平成28年に岩手県で開催される第71回国民体育大会の奥州市開催競技において優秀な成績を収めるよう選手の育成・強化を図り、国体等の運営に必要な人員を確保することにより、国体等を成功させること	1 国体推進員の配置(H25=1人、H26=2人、H27、28=1人)、臨時職員の配置(H27=2人・H28=10人8カ月) 2 競技選手の育成・強化、競技力向上事業委託(スポーツ振興課から移行し、H25からは国体推進室)	政策	無	13106	A	国体推進のためには必要である。	A2	国体の開催が、市民にとって有益なものとなるような取組が必要である。
16037	II	④	③	協働まちづくり部	奥州市体育協会事業運営補助金	生涯スポーツの普及と競技スポーツの推進を軸に、体育振興を通して市民の健康づくりと生きがいづくりを図り、豊かなコミュニティの創造に資するため、奥州市体育協会の事業運営に要する経費を補助する。	・各種スポーツ大会の運営 ・県民体育大会等選手派遣及び選手強化 ・公共施設の指定管理受託 ・種目別協会、地区体育会への運営補助 ・協会表彰(功労賞、栄誉賞) ・専門委員会(総務、事業、財政、特別)委員会の開催	政策	無	9974	B	生涯スポーツ推進、競技力向上に係る一定の取組が実施されているものの、より効率的な運営を求める。	B2	事業の必要性は認めるが補助事業内容について、精査する必要がある。
16038	II	④	③	協働まちづくり部	奥州市スポーツ少年団本部事業補助金	スポーツを通じた青少年の健全育成のため、奥州市スポーツ少年団本部の事業運営を補助する。	・各種スポーツ少年団大会運営 ・区支部への運営補助 ・日独スポーツ少年団交流、北海道厚真町スポーツ少年団交流事業ほか	政策	無	2235	B	小中学生のスポーツ活動の推進に効果があるものの、本部・支部間の複雑な資金の流れや複雑な事務処理、本部の事務局体制等を見直し、より効率的な組織運営を求める。	B2	事業の必要性は認めるが、補助事業の内容について、精査する必要がある。
16051	II	④	③	協働まちづくり部	水沢体育館バルコニー及び階段改修事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため、施設の維持管理を行う。	正面のバルコニーの壁の劣化による壁の落下の恐れがあるほか、正面入り口階段が破損している。利用者の安全確保、国体会場としての整備の必要があるため実施する事業	政策	有	4238	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。耐用年数の切れる施設や利用率が悪い施設は廃止する。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	A2	必要な事業と認める。

大綱 II 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり ～教育・文化の振興～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
16052	II	④	③	協働まちづくり部	中学校夜間照明施設整備事業	【東水沢中学校、江刺第一中学校】 中学校生徒のクラブ活動の活性化、地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため、学校開放体育施設の整備を行う。	グラウンドに夜間照明施設を整備する。	政策	有	32162	A	スポーツ施設整備計画に位置づけ、計画的に設置している。また、多くの市民等に利用され、事業目的に合致している。	A2	必要な事業と認める。
16054	II	④	③	協働まちづくり部	公園管理事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。 【胆沢川桜つつみ広場、大鐘公園市民プール、奥州市ふれあいの丘公園、奥州市総合体育館、水沢公園体育施設、江刺カルチャーパーク・江刺中央運動公園野球場(申請受付業務)、根岸公園】	公園施設の維持管理	経常	無	113841	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。一部の施設について、所管課を見直す必要がある。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B1	事業の必要性は認めるが、受益者負担の公平性確保に努める必要がある。
16055	II	④	③	協働まちづくり部	公園管理事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	修繕計画に基づき修繕工事等を実施する。	政策	無	1620	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。	B1	見直し手法について、具体的に検討すること。
16057	II	④	③	協働まちづくり部	体育施設管理運営事業	市民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため体育施設の維持管理を行う。 【水沢体育館、水沢サンスポーツランド、水沢武道館、水沢弓道場、江刺中央体育館、江刺西体育館、前沢いきいきスポーツランド、前沢スポーツセンター、前沢グリーンアリーナ、胆沢総合体育館、胆沢野球場、胆沢陸上競技場、胆沢プール、胆沢農村広場、衣川温水	体育施設の維持管理	経常	有	132666	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。耐用年数の切れる施設や利用率が悪い施設は廃止する。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B1	事業の必要性は認めるが、受益者負担の公平性確保に努める必要がある。
16058	II	④	③	協働まちづくり部	体育施設管理運営事業	市民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため体育施設の維持管理を行う。 【水沢体育館、水沢サンスポーツランド、水沢武道館、水沢弓道場、江刺中央体育館、江刺西体育館、前沢いきいきスポーツランド、前沢スポーツセンター、前沢グリーンアリーナ、胆沢総合体育館、胆沢野球場、胆沢陸上競技場、胆沢プール、衣川温水プール】	修繕計画に基づき修繕工事等を実施する。	政策	無	45292	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。耐用年数の切れる施設や利用率が悪い施設は廃止する。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B1	見直し手法について、具体的に検討すること。
16059	II	④	③	協働まちづくり部	旧東中運動場管理運営事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	体育施設の維持管理	経常	無	1820	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B1	民間への売却について、具体的な手法を検討すること。
16060	II	④	③	協働まちづくり部	江刺武道館管理運営事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	体育施設の維持管理	経常	無	1519	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。指定管理者制度の導入を検討する。	B2	事業の必要性は認めるが、受益者負担の公平性確保に努める必要がある。
16061	II	④	③	協働まちづくり部	衣川体育施設管理運営事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。 【衣川野球場、衣川運動広場、衣川社会体育館、衣川柔剣道場、衣川温水プール】	体育施設の維持管理	経常	無	6817	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。耐用年数の切れる施設や利用率が悪い施設は廃止する。指定管理について検討、実施する。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B2	事業の必要性は認めるが、受益者負担の公平性確保に努める必要がある。
16062	II	④	③	協働まちづくり部	カルチャーパーク管理運営事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	体育施設の維持管理	経常	無	1927	B	地域のスポーツ活動拠点として地区住民の健康増進、体力向上に寄与している。指定管理について検討、実施する。使用料金及び減免基準を見直し公平性及び財源を確保する。	B2	事業の必要性は認めるが、受益者負担の公平性確保に努める必要がある。
16063	II	④	③	協働まちづくり部	江刺地域スポーツ広場管理運営事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	H19伊出地区、H20江刺愛宕地区、H21稲瀬地区、H22玉里地区、H23梁川地区、H24岩谷堂地区(一中グラウンド)、H25藤里地区、H26田原地区、H27広瀬地区	政策	有	974	C	市内他区との整合性、小学校校庭等代替施設の有無等により早急に廃止に向けた検討を行う。	C1	当該施設の存廃を含め、民間譲渡も視野に総合的に検討する必要がある。
16066	II	④	③	協働まちづくり部	公園管理事業	地区住民の健康増進、体力向上、地域スポーツ活動の拠点施設としての役割を果たすため施設の維持管理を行う。	中央監視装置の高機能化により、「空調・衛生設備」「電気・照明設備」「防災設備」の各設備を一体的に管理が行えるものとし、且つデマンド監視・制御を可能なものとする。	政策	有	33653	A	国体会場として受け入れ体制を万全に整えた。	A2	必要な事業と認める。